

Tax Alert: 関係会社間の収益及び費用の配分にかかる規則 及び手順

2017年10月27日



Grant Thornton Cambodia は国際的な会計事務所であるグラント・ソントンのカンボジアにおけるメンバーファームです。今回のニュースレターでは、税務に関する最新情報をご案内申し上げます。

2017年10月10日、カンボジア経済財政省（the Ministry of Economic and Finance）は、関係会社間の収益及び費用の配分にかかる規則及び手順に関する「省令 No.986MEF.Prk」を発表しました。この省令は、主に移転価格の文書化に関するもので、推奨された方法及びアプローチを利用して独立企業間価格（arm's length price）を決定し、課税所得その他関連する租税を調整することを求めるものです。

省令は以下の用語に関する定義と方法を提供します。

- 比較可能性分析（Comparability analysis）
- 関連者間、非関連者間取引（Controlled and uncontrolled transactions）
- 独立企業間価格幅（Arm's length range）
- 独立企業原則下での収益及び費用の配分方法（Methods for income-expense allocation under arm's length principle）
 - 独立価格比準法（Comparable Uncontrolled Price）
 - 再販売価格基準法（Resale Price Method）
 - 原価基準法（Cost Plus Method）
 - 取引単位営業利益法（Transactional Net Margin Method）
 - 利益分割法（Profit Split Method）
- 無形固定資産の所有権（Intangible asset ownership）
- グループ内役務提供（Intra-group services）
- 文書化（Documentation）

- 罰則 (Penalty)

納税義務者は毎年、法人税申告書に関連者間取引情報を添付し申告することを求められ、要求があった際には、追加的情報を提出しなければならない。

詳細については別添付資料〈No.986-MEF dated 10 October 2017-Prakas on procedure criteria pdf〉英語翻訳版を参照のこと（弊事務所による非公式翻訳）。

以上

Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成されており、不正確・不完全な情報、及び Grant Thornton (Cambodia) Limitedの正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損害額について、Grant Thornton (Cambodia) Limited は責任を負いません。ニュースレターの情報を利用する必要がある場合、または、Grant Thornton (Cambodia) Limited からご支援が必要な場合は、弊社の専門家へご連絡いただけますよう、よろしくお願い致します。

Grant Thornton (Cambodia) Limited (プノンペン)

20th Floor, Canadia Tower, 315 Preah Ang Duong Street, Sangkat, Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

T: +855 23 966 520

E: info@kh.gt.com

W: <http://www.grantthornton.com.kh>



Ronald C. Almera

CEO & Partner

Tel: +855 23 966 521

Email: Ronald.Almera@kh.gt.com



島本 了太 (Ryota Shimamoto)

公認会計士 (日本、米国)

Japan Desk – Director

Tel: +60 17 351 1446

Email: ryota.shimamoto@jp.gt.com



Please consider the environment before printing this email



Winner
Employer of the
year 2015